

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和3年6月21日（月曜日）

総務消防委員会

日時 令和3年6月21日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第72号議案	「質疑・討論・採決」
第78号議案	「質疑・討論・採決」
第85号議案	「質疑・討論・採決」
第86号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 小野田直美	副委員長 佐宗龍俊
委員 柴田賢治郎	山田辰也 長田共永 滝川健司
議長 鈴木達雄	

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、産業振興部、消防本部、教育委員会の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において、本委員会に付託されました第72号議案、第78号議案、第85号議案及び第86号議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第72号議案 押印の義務の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第72号議案ですが、まず大変基本的なことで申し訳ないんですが、今回4つの条例の押印義務の見直しをされたということで、わざわざ今回関係条例の整備に関する条例を制定して、4つまとめてそれぞれの条例の一部改正という形で提出されているんですが、このやり方をすると基本的に、4つの条例の中の一つが、例えばこれは押印を残すべきだという判断をしたときに、残りの3つはいいんだけど、一旦否決されてしまう可能性があるんですね。

これまでも、いろいろな、例えば各委員の選任とかそういうのも一括でやっていたものをそういう懸念もあって一人ずつに変えていったと、私はその流れを感じていたので、なぜ今回それぞれの条例をそれぞれ一部改正という形で出さずに4つまとめてわざわざ新たな条例を制定して提案されたのか、そのあたりをお伺いしたいんですが。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えさせていただきます。

これまでも関係のある条例を例えば2つとかまとめて一緒に改正しておるということは

ごく最近でもやっております。

今回、これに限りましては、押印を廃止するというので、押印を廃止すること自体はどれも変わりませんし、もともとの基となりました押印の見直しという根本も同じですので、理由は同じということでこのように集めております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

本会議の質疑でもあったんですが、今回4つの条例、それから提出書類でいうと様式で15件という説明をしていただきました。

全ての押印に関して見直しをされていると思うんですが、現時点で全て見直しが終わったのか、それとも今、途中の段階で4つの条例の見直しを提案されているのか。要するに進捗状況を教えてください。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 進捗ですけれども、まず条例に関するものとして条例の本文に押印が書いてある、もしくは条例の本文に様式まで定まっておるというものに関してこの4件が全てになります。

このほかには、例えば要綱ですとか、規程ですとか、またそういったものに関係のなく様式として押印が定まっているというものがありますので、それはこれからそれぞれの起案において検討していく、なくす方向で調整していくということになろうかと思えます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 押印の廃止というのは国の制度で地方自治体もこういうふうになっていくと思うんですけど、個々にどういようになていくというところまでは踏み込みませんが、まずこの押印の廃止については市民への周知方法とかそういうことについても考えていかないと、どっちか迷うことがまだあると思うんです。

そのことについては、主にどんな方法でこの押印が廃止されて、市民に、利便性が上がったということを今後伝えていく、どういう方法を考えていますでしょうか。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 まず、まとめて今しておりますので、ある程度の方向性が出たときに何らかのPRは必要かなと思っております。

また、その他の様式等はまたそれぞれの部署で検討するということにもなりますので、そういったものに関しては、例えばそれぞれの窓口で何かやっていただくとか、そこそこで何か分かりやすいことをしたほうがいいのかなという感じは、今はしております。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちょっと具体的なことを伺うんですけど、判こを持ってくる市民の方もこれでふえるのが、判こがなくてできるということで大変助かると思うんです。

それで、例えば、今赤ナンバーの申請とか、原付のナンバーをもらうのにも実際判こが豊橋とか豊川も要らなくなりましたが、押印するというのは意思表示であって有効性だと思うものですから、そこに来た人が書類に判こがない状態で持ってきた場合、それが有効性については押印なしで出すんですけど、業者の場合、これも共通して出しているんですか、お店とか会社については。

個人は押印がなくなったんですけど、会社の押印についてはどのようにまだ検討されているんですか。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 ちょっとこの条例からは少し外れるのかなと思いますけれども、書類にはいろいろございまして、市の条例以外にも法令のほうで既に押印することが決まっておるといったものがありますので、ですのでそういったものに関しては、市の規程とかで変えることはできませんので、それはまた別の話になってしまいます。

この押印の見直しの根本は、印鑑が押していないから駄目だと、印鑑を押していないから本人ではないということではなくて、ほかの者で、例えば来た人の免許等を見せてもらってそれで本人が確認できるのであれば押印を外していくというものですので、例えば、これから出す書類に印鑑の印というのがあって、印鑑忘れたけど本人確認でいいかというところではなくて、そういうものはもう既に印というところを外してしまいますので、それも合わせて押印が要らなくなるものと今後も必要になるものとございますので。

ちょっと分かりにくい説明だったかもしれませんが、それぞれの様式によるということをお願いいたします。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、判こは押さないけれど本人の確認って今言いましたけど、本人確認というのは免許証とか、マイナンバーカードで確認をすればそれは有効だというわけでしょうか。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 そういうことではなくて、それで有効なものについてはもう既に印鑑を押すということをやめていくということです。印鑑を押す必要があるものは、これからも印鑑を押す必要がありますし、その必要性がないものについてはどんどん外してこうと、そういうことでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは少し確認させてもらいます。

本会議質疑では、この条例改正によって15件の押印の見直しが行われる。今回、市の条例で定めている押印の関係はこの4条例だけで、ほかにもその条例があるのか。ただ、当然自治法の絡みで出てくる押印もあると思うんですけども、その辺の数というのかどの程度あるのか、それをお伺いします。

あわせて、先ほど説明のあった要綱、要領

等で市の定められている印鑑、これは条例改正がなくてもその都度担当課で見直せると思うんですけど、それらの数についてそれぞれ分かる時点で教えていただければと思います。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えさせていただきます。

まず、条例等に規定されているものについてはこの4件になります。

そのほかの数ですけれども、まず対象となる文書、1,040件調査で出てきたんですけども、そのうち押印の義務があるものが232件ありまして、法令等に押印の義務がないものが808件となっております。

今、言った808件というのは法令等に押印の義務がないということで、市独自に見直しができるということになりまして、そのうち押印が不用、押印を廃止できるものは808件のうち760件程度ということで、大体その見直し率としては94%ぐらいを勘案しております。

それから、押印の義務、いわゆる押印を廃止できない、押印する必要があるものとしては48件程度ということになっておりますが、この調査の中では、法令のほうに様式が定まっているものが入っていませんので、ですので実質はもっと多くなると思います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 48件というのは、条例で定めてないけど他の法令で定まっているという意味なのか、それとも自治法上必要な押印ということなのか。その48件は見直しができないという、廃止もできないという、こういったものがあるのかななんて思ったんですけど。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 押印が必要であるものの理由ですけども、一つではなくて幾つかありまして、例えば押印を求めた書類が引き続き会計手続上どうしても必要だという場合があります。

あと、入札等ございまして、入札の手続上、まだ押印をなくせないというのがあります。それから、契約事務上、押印がないものは無効になってしまうというようなこともありまして、そういった中で検討して廃止できないというものが48件ということになります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あと、自治法上どうしても、自治法が見直されない限り廃止できないというのも幾つかあると思うんですけど、その辺はどの程度市の関係はあるんでしょう。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 そういった点は、ちょっと数では把握はしていないんですけども、例えばで言わせていただきますと、例えば消防のほうに出していただくような危険物関係、危険物の製造所等設置許可申請書とか、それから危険物の製造所仮使用承認申請書とか、こういった専門的なものといいますか、そういったものに関しては法令に定まっております。こちらの市の検討の中には入らないというか、というようなものになります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういったものについても、自治法というか関係法令が見直されれば当然市のほうも見直すことが可能になると理解しておきます。大体概要は分かりました。

今回の見直しに伴う費用面、経費面について、要するに見直すことによって発生する費用、あるいは見直すことによって削減される費用、その辺については何か影響があるのかなのか、お願いします。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 今回の条例の改正ですけれども、実質は様式は決まっておるんですけども、実際そんなに申請がないというのがありますので、押印をなくしたとしてもやる事務は変わらないというものがほとんどですので、予算的に変更になるようなものは基本的にはないかと思います。新しく様式を

つくる必要があるというところがまず一つぐらいかなと思います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ほとんどないような条例であるということが分かりました。今回には財政的にもメリットもデメリットもないということなんですけど、将来的に先ほど760の押印廃止ということと、その辺はかなり数が多いものですから多少なり廃止するだけで書類が今までのがあるうちは使って、それがなくなったら印刷し直すという程度で対応できればそんなに費用面ではかからないし、削減も余り変わらないと理解するんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○小野田直美委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 基本的にはそのような理解でよろしいかと思えますけども、今こういうパソコンの時代になりましたので、昔みたいに申請書をたくさんあらかじめ刷っておるところももしかすると少ないかもしれませんので、打ち出すときに直して打ち出していただければ要綱ですとか、規則ですとか、条例改正したときにすぐに対応できるかなと思います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけど、今回の条例の制定とは離れるかもしれませんが、将来的に電子申請になると、この辺の印鑑とか署名も電子署名とかそういうことになるのか分かりませんが、その辺についての検討とか対応とか、デジタル庁発足があったわけなんですけども、地方自治体ではどのような検討状況、または国からの指示によって電子申請的な部分はどうなっているのでしょうか。

○小野田直美委員長 答えられたらお願いします。

松井行政課長。

○松井哲也行政課長 もちろん検討していかなくてはならないことだと思っております。そのために必要なものとしては、今、文書管

理システムという財務会計システムみたいな、ああいったものを入れる中で一元的に皆さん同じような起案ができるような、いわゆる文書管理システムみたいなものを導入していきながら検討していくことになろうかと、今の段階ではそういうふうを考えています。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第72号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では次に、第78号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、少し確認します。

本会議質疑でも大体のことを確認できました。細川区は区民104人で高齢率46.2%ということで、かなり大変な高齢化の高い地域だと思います。

そんな中で、4,500平米もの土地を払い下げ、無償譲渡するわけなんですけど、質疑の中で義務の履行のない場合は解除するというようなことで、最低10年間は地区が管理していただくとということなんですけど、義務を履行しようと思ってもできなくなった状況というのが発生する恐れがあるのかなん

て思ったんですけど、そういう場合についてはどのような取扱いをしていくのか。それと、10年たった場合にじゃあもう好きにしているのか、要するに第三者に転売してしまってもいいのかとか、その辺について少しお願いします。

○小野田直美委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 10年ということで、この義務の期間中にもしか方が一ということで義務が履行できないといった場合には、そのときには協議をさせていただき、返還なら返還ということにさせていただくことになると思います。

それから、10年経過した後につきましては、これは地元のほうでどう活用していただいても結構なものですから、それ以降はどうぞということでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どうぞということは、場所的に売れるかどうかは別にして、処分してしまっても問題ない、もともとその地区のものだったから市は関与しないと理解しておきます。

それで、あそこは、今回は土地だけですけど、建物はもともと地域に無償譲渡されておるということでよろしいんですか。

○小野田直美委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 建物につきましては、旧の細川小学校の一部がございませう。これについては譲渡を既にしております。そのほかには、集会施設としての細川会館、それから倉庫等は地元のほうで建て、所有しているというものでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、今回土地を無償譲渡するんですけども、これまでは市の所管であったんですけども、その間市が維持管理、要するにどれだけの費用、年間かかっていた

土地なのか。その維持管理費が結局地区へおりにってしてしまうのか、それはどういう負担をするのかと、その辺についてお願いします。

○小野田直美委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 ここは市の土地でございますが、地元と無償の貸借契約を結びまして地元の管理でやっておっていただきます。管理、費用負担のほうも地元でお願いしておいて草刈り等を実施していただいておりますので、市の費用負担は今はないということでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 無償貸与してて、管理も地元で任せていたということですけども、地元の人たちがこれまで草刈りだとかいろいろなことを管理されて、それを全くの持ち出しでやられていたのか、実費的なものも補助はなかったのか。今後、ずっとその状況が続くことに対して、やっぱり今まではボランティア精神でよかったかもしれんけど、地元になれば当然費用がかかるし、今までもかかったしこれからかかる。じゃあ、それも全部地元任せというちょっと面積が大きいだけに大変じゃないかなと思うんですけど。

その辺について今までも無償だったからいいのかな、これからは譲渡してしまうから後は知らんよというスタンスなのか、その辺がちょっと今までの無償譲渡する前の段階でも多少なりそういった実費的なものを草刈り機のガソリン代とか燃料代とかぐらいは本来なら面倒を見るべきだと思うんですけど、そういう配慮も今までなかったということですか。

○小野田直美委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 実際のところはそういった補助等はしていないということでございます。

これにつきましては、地元の総会等で議決

等されたものですので、その意思というのは尊重していきたいと思っております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 何となく分かるんですけど、今までもということなんですけど。市が直接そういった維持管理的な補助はないにしても、ほかの例えば地域自治区それなりの予算とか、それなりの行政区の中への補助だとかそういった直接的な土地のための費用ではなくても、この区である程度裁量で使える予算の中にこういった土地の維持管理にも充当できるようなものがあるならいいけど、全くの持ち出していうとやっぱり負担と高齢化を考えた場合には今後10年たてばどうなるか分からない、そういった大変な状況が発生していくのかなと思うんですけど、担い手も含めて当然高齢化していくわけですので、その辺についての配慮というのは全くなかったのか、今後もないのかということを確認します。

○小野田直美委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 今までは実際ないということで先ほどお答えしたとおりでございますが、この移管事業につきましては、登録免許税等の補助がございますので、またそういった補助制度、考えていきたいと思えます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第78号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では次に、第85号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、第85号議案 財産の取得で、高規格救急自動車1台ということなんですけど、この入札状況が分かれば教えてください。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 お答えいたします。

この高規格救急自動車の入札、一般競争入札を行いまして、3者を対象に行いました。結果、札を入れていただいたのは1者、そちらに落札させていただいております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 1者のみの入札ということなんですけど、これは何か考えられる理由はありますか。通常、これまでも高規格救急自動車の入札はあったと思うんですけど、以前も1者だったのか、今回は1者だったのか。通常、やっぱり1者というのは余りよろしくないなと思うんですけど、何かそのあたり、例えば、出した条件というか、仕様に関して今回の、これはトヨタ社製ですかね、この車両でない条件に当てはまらなかったとか、ほかに他社の高規格救急自動車がなかったとか、何か理由が考えられるのかなと思うんですけど、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 今回、一般競争入札として挙げさせていただきまして3者につきましては、2者が自動車メーカー、1者が艀装メーカーでございます。ともに国産のものでありますが、自動車メーカーのうち1者、そして艀装メーカーにつきましては過去

こういった高規格救急自動車の製造を行って
きていなかった経緯がございます。

ですので、これまでの仕様についてはほぼ
自動車メーカーの独占に近いような形が続い
てきたわけですが、自動車メーカーそれから
機装メーカーの参入によって新たな間口の開
発ということで仕様書も見直し、3者ともに
対応できる内容に変更してきておりますが、
まだまだ浸透が薄いため、そういった新規参
入業者が落札するのは少し難しい状況が全国
的に見受けられる状況でございます。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

1点、ほかのトヨタ自動車以外のメーカー
でも同じような高規格救急自動車はあるとい
うことでよろしいですか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 はい、そのとおり
でございます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませ
んか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 一般競争入札で1者しかな
いというのは、これはちょっとびっくりした
んですね。特殊な車両とは分かっております
けど、大体トヨタがくれば日産が来ると僕
は思っていたものですから、1者しかなか
った理由は先ほど説明を受けたんですけど、こ
れ、日産でも3年ほど前に新しい高規格救急
自動車というのはつくっていると思うんです
よね。それで、当然架装するのにお金はかか
かると思うんですけど、今後も通常日産も入
ってきて決めたということを最初思っていた
ものですから、1者しかななくてこういう状態
になったというのは、例えば今後こういうこ
とがまた続くようなことはないでしょうか、
伺います。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 現在のなかなか札
入れができない状況が今後続くのかという見

通しにつきましては、全国的な動きを今後も
注視しながら、仕様書の見直しに努めていき
たいと思っております。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは必要なものですから、
反対したりそういう意見ではなくて、よいも
のをつくっていただくにはやっぱり競争の原
理が一番大事だと思うんです。それで、1者
しかなければいいものができていけないとい
うのが今言った競争の原理ですから、今後も
消防としてもいいものをつくってもらうには
現在のような1者、これでは1者随契と変わ
らないですから、基本的な一般競争入札がで
きるような体制を前もってもっていくように
もって行ってほしいんですけど。

今のままですと、先ほど見た1者になっ
てしまうと。これは今後いいものをつくろう
という意欲もなくなってくるものですから、そ
の辺は今回の購入だけではなくて、今後のこ
とも考えていろんなメーカー等の連絡を密に
とっていただきたいんですけど、その辺はそ
ういうことも考えておりますでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 近隣自治体とい
ろ情報交換を取りながら見直しの検討を図
っていきたいと思っております。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これ、ちょっと蛇足なん
ですけど、各地域によって仕様も変わって
くると思うんですけど、うちのような広範囲
で雪が降るようなところはやはりそれに合
わせた四輪駆動とかいろいろな装備も必要
だと思うんですけど、これは標準的な装備
が今回の車両でしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 当初消防本部で
整備しています高規格救急自動車につしま
しては、新城市の消防署本署にあるような
地域と、または津具や豊根のほうに出向
する救急車とでは、内容につきましては
やはり変更が必要

な部分がございます。

したがって、当市では高規格救急自動車の購入に関しまして標準的な仕様書を整備しております。その標準的な仕様書に対して整備する場所において、必要な装備を加えた仕様書ということで変えさせて入札をかけておる状況でございます。

したがって、標準的な仕様書に基づいて今回本署に整備される高規格救急自動車はそのように整備したものでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も救急車に乗って思ったんですけど、乗り心地がかなり悪いような感じがするところがあるんですよ。それで、乗り心地のいいものをつくる、リムジンではないものですから、今回はエアサスペンションとか、寝台に防振用のいろいろなものが今回ついておりますでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 今回整備する車両につきましては、そのような仕様はついております。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 今回、愛知トヨタ1者ということですけど、3者指名競争入札ですよ、3者指名して応札したのが1者だけであったと。他の2者は応札もない、辞退届もない、無視なのか、どういう状況だったのか再度確認します。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 入札のなかった2者につきましては、辞退届等は出ておりません。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 辞退届もなし、応札もなしということですよ。応札もなかったから、結局1者しか数字が上がってこなかった。分かりました。

1,850万円で落札されているんですけど、これ、予定価格は幾らだったんでしょうか。予定価格はどのように出されたのか、まさか愛知トヨタに見積りを出してそれが予定価格になっているとかいうことはないでしょうね。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 予定価格につきましては、過去の納入実績、それから近隣の落札状況等を勘案し算定しております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ですから、その予定価格は幾らでしたかってお聞きしています。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 お答えいたします。予定価格2,365万円でございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、かなりお値打ちだって理解しておけばいいのかな、500万円ぐらい下がっておるということで、分かりました。

この車両は平成21年ということで、12年ほど経過している、走行距離というのはどの程度だったのでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 この車の走行距離は16万4,538キロほどでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一般的に、使用頻度にもよるし、配属された箇所にもよって走行距離っていうのがあると思うんですけども、この辺の距離というのはこれは本署に配置されていたとお聞きしたんですけど、一番出動が多いと理解すればマックスぐらいが平均的な走行距離なのか、その辺の使用頻度から来る距離というのはどんな状況でしょう。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 高規格救急自動車が現在新城消防本部、予備車も含めて7台ございますが、それぞれの配置場所において走行距離は異なってきております。特に、使用

頻度の高い本署の高規格救急自動車につきましては、20万キロに近づくような走行距離を持つ車もあれば、また山間地域のほうの救急車につきましてはそこまで至らないような状況というのは続いてきております。

車両の購入につきましては、そういった車の配置換えというものも考慮しながらいるんですが、なかなか機載の関係上配置換えがすぐできないものもございますので、うまくそこを配置換えできる範囲の中で配置換えをし、走行距離のなるべく突出した距離にならないような配置換え等も検討しております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それから、こういった形で車両の入替えをするわけですけど、旧の救急車の取扱いはどういうふうな形で、払下げ、オークションとかそういう形なのか、他の部署で使うのかとか、その辺についてお願いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 更新される現在の高規格救急自動車は、本署にある予備救急自動車に入れ替わります。そして、予備救急自動車を廃車する予定でございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 廃車ということは、もう無価値ということなのか、それとも海外で利用できるような状況でよく海外に輸出というようなこともあるんですけども、全くの廃車で処分という形なのか、もう少し有効な利用法あるいはオークションで、落札者があるかどうか分かりませんが、そういうことも考えていない、全く廃車ですか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 申し訳ございませんでした。廃車というのは、オークションにかけるという意味で廃車です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後に確認しますが、コロナ禍で大変な時期ですけども、この主な装

備品というのが7点ほどあるんですけども、今回コロナ患者とかそういった感染症対策的な装備とか、救急室内の何か滅菌操作とかそういった感染症対策としての架装というのはあるのかなのか、配慮されているのかお伺いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 感染症対策に特化した装備ということでは、特にこの仕様書が上がってきてはいませんが、これまでも整備いただきました感染防止を含め、あと国から貸与を受けたオゾンの除菌のシステム等を今後も整備を進めていって、感染症対策をする中で必要なものは整備をさせていただきませんが、車両自体の主な装備品としての感染症対策に特化した装備はございません。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今回の仕様の中には入っていないけど、そういった殺菌装置とかオゾンとかまあそういったものは別で備える予定があると理解してよろしいんですか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 そのとおりでございます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第85号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

では次に、第86号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、第86号議案であります。こちらも入札状況を教えてください。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 こちらのほうも、入札につきましては6者を予定しておりました。そのうち、入札のあった2者につきまして、こちらを落札させてもらっております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 6者指名をして、中で2者応札があって1者落札、分かりました。

今回、3台、団の車両とポンプなんです。入札をした2者のそれぞれの車両だとか、ポンプはメーカーが違ったのか、同じメーカーのものだったのか、そのあたりを教えてください。と思います。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 車両に積載するポンプは、同一のメーカーのものでございます。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 車両はどうだったでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 車両につきましては特に指定はしてございませんが、このダブルキャブの4WDの車両を製造しているメーカーが1社しか現在ございませんので、そちらに限られてしまう現状でした。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

いただいた資料を見ると、一時期団のほうで配備されて、はやったって言うとおかしいんですが、シャッター付の積載車が一時期配備されておったのが、今回はシャッターのな

い従来のむき出しというか、こちらのほうが実際は使いやすいというのがあるのかもしれませんが、ここは以前少し前に導入したシャッター付でない理由か何かあるんでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 現在の仕様に変更したのは、令和2年度からのものとなります。令和2年度に仕様書を大きく見直した理由の一つといたしまして、車両の軽量化、それから高額になりつつある車両の費用を抑えるための仕様書の見直しを消防団とともに検討していきながら決めたものでございます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、先ほどと同じように予定価格を教えてください。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 この小型動力ポンプ付積載車の購入予定価格3台で3,102万9,900円でございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 こちらのほうも、350万円ぐらいの落札ということで分かりました。

それから、3台のそれぞれの走行距離はどうでしょう、教えてください。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 今回、更新を受ける積載車の走行距離につきましては、まず、新城分団第2班につきましては走行距離6,005キロ、それから鳳来分団第1班につきましては1万2,992キロ、東陽分団第2班につきましては3万6,108キロとなっております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 かなりばらつきがありますが、特に新城分団第2班6,000キロっていうとかなり少ない。出勤が少ないのか、パトロールが少ないのか、範囲が絞られているから活動区域が狭いから巡回も警らも少なくて

済んでいるのかなと思うんですけど。結果的に、平成15年で18年ぐらいたっているのかな、車両もかなり老朽化している、古い年式ということで理解しておきます。

それから、本会議ではこれ入替え車両、オークションということです。先ほどもオークションだったんですけども、オークションサイトって幾つもありますけど民間のオークションサイトとかそういうのはあるし、公共物、公共用のそういった何かもののオークションサイトも確かあったような気がしたんですけど、どういったオークションサイトで処分の予定でしょうか。

それから、先日のニュースですとこういった消防車両が、茨城だか栃木の車両廃車だったのが、北海道の人が落札して北海道まで誰か友達のとついで運んで、個人でナンバーとって乗っているなんていう個人で落札した例もあり、それでかなりお値打ちで落札していたようなニュースがありましたけども、それは別として、どういった形での処分、オークションサイトを想定されているのか、先ほどの救急車も含めてお願いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 オークションにつきましては、官公庁オークションということで財政課にお願いをしてオークションをかけておる状況でございます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時49分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 小野田直美